

第4章 労基法関係

ROAD
10

拘束時間と休息期間



「改善基準」に関する問題は、労基法関係の分野の最重要項目であり、間違いなく出題される。ただし、具体的な計算等をする事例問題として出題されることが多く、トレーニングの必要がある。



CHECK

1 改善基準の目的（改善基準第1条）

改善基準は、自動車運転者で、四輪以上の自動車の運転業務に主として従事する者の労働時間等の改善のための基準を定めることにより、自動車運転者の労働時間等の労働条件の向上を図ることを目的とする。そして、労働関係の当事者は、この基準を理由として自動車運転者の労働条件を低下させではないことはもとより、その向上に努めなければならない。



上記の改善基準の目的は、穴埋め問題で出題されることがある。赤字部分は押さえておこう。

CHECK

2 1ヵ月及び1年についての拘束時間（同基準第4条第1項第1号、第2号）

改善基準は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者を使用する場合における拘束時間について制限を設けている。拘束時間とは、始業時刻から終業時刻までの時間で、労働時間のみならず、休憩時間や仮眠時間も含む。同基準が定める運転者の1ヵ月及び1年についての拘束時間は次のとおり。

運転者の1ヵ月及び1年についての拘束時間

原則 1ヵ月について 284 時間まで、かつ1年について 3,300 時間まで
例外 労使協定により1ヵ月について 310 時間まで延長可能であり、かつ

1年について 3,400 時間まで延長可能

※ただし、延長が許されるのは1年のうち 6 カ月までで、延長する場合でも1ヵ月の拘束時間が 284 時間を超える月が 3 カ月を超えて連続しないものとする。



問題では改善基準に適合しているものはどれか、という問いかをされてるので、「適合しない」ものを見つけるのが早い。具体的には、

- ① 1年間の総拘束時間が 3,400 時間を超えてるか、
- ② 1ヵ月 284 時間を超える拘束時間が、年に 7 回以上あるか（6 カ月まで可能）、
- ③ 1ヵ月の拘束時間が 310 時間を超えてる月があるか、

を見ればよい。

CHECK

3 1日についての拘束時間（同基準同条項第3号）

改善基準は、運転者の1日（始業時刻から起算して24時間）についての拘束時間についても次の制限を設けている。

運転者の1日についての拘束時間

原則 13 時間まで

例外 15 時間まで延長可能（14 時間超えは週 2 回までが目安）

※ただし、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者に係る1週間における運行が全て長距離貨物運送（一の運行の走行距離が450キロメートル以上の貨物運送をいう）であり、かつ、一の運行における休憩時間が、当該自動車運転者の住所地以外の場所におけるものである場合においては、当該1週間にについて2回に限り最大拘束時間を16時間とすることができる。



1日の拘束時間における最大のポイントは、「1日の拘束時間」の算出方法である。つまり、翌日の始業時刻が、当日の始業時刻より早い場合、その早い時間分だけ、当日の拘束時間に加える（下の計算例参照）。

■拘束時間の計算例■

→ 基本は、終業時刻から始業時刻を引くだけ。ただし、

（月曜日の始業時刻が8時、終業時刻が23時、
火曜日の始業時刻が7時、終業時刻が23時の場合）

→ 火曜日の始業時刻が月曜日の始業時刻より1時間早いから、その分を月曜日の拘束時間に加える。

→ 月曜日の拘束時間：23時 - 8時 + 1時間 = 16時間

※火曜日の1時間は、火曜日の拘束時間でもカウントされる。火曜日の拘束時間は23時 - 7時 = 16時間となり、7時から8時の1時間は月曜と火曜で二重にカウントされる。

CHECK 4 休憩期間等（同基準同条項第5号、第2項、第4項等）

使用者は、勤務終了後、**継続11時間以上**の休憩期間を与えるよう努めることを基本とし、休憩期間が**継続9時間**を下回らないものとする。

ただし、改善基準第4条第1項第3号ただし書に該当する場合、**当該1週間にについて2回に限り、休憩期間を継続8時間**とすることができる。この場合、一の運行終了後、**継続12時間以上**の休憩期間を与えるものとする。

そもそも休憩期間とは、勤務と次の勤務との間にあって、直前の拘束時間における疲労の回復を図るとともに、睡眠時間を含む労働者の生活時間として、その処分は労働者の**全く自由な判断にゆだねられる時間**をいう。

また、当該トラック運転者の**住所地**における休憩期間は、それ以外の場所における休憩期間より長くなるように努めなければならない。



ただし、業務の必要上、勤務の終了後**継続9時間**（改善基準第4条第1項第3号ただし書に該当する場合は**継続8時間**）以上の休憩期間を与えることが困難な場合、次に掲げる要件を満たすものに限り、当分の間、**一定期間（1カ月程度を限度とする。）**における全勤務回数の**2分の1**を限度に、休憩期間を拘束時間の途中及び拘束時間の経過直後に分割して与えることができる。

- ポイント** イ 分割された休憩期間は、1回当たり継続**3時間**以上とし、2分割又は3分割とする。
 - ロ 1日において、2分割の場合は合計**10時間**以上、3分割の場合は合計**12時間**以上の休憩期間を与えるなければならない。
 - ハ 休憩期間を**3分割**とする日が連続しないよう努めるものとする。

また、業務の必要上やむを得ない場合には、当分の間、2暦日における拘束時間は**21時間**を超えないこと、勤務終了後、**継続20時間**以上の休憩期間を与えることを条件に、**隔日勤務**に就かせることができる。

ただし、厚生労働省労働基準局長が定める施設において、夜間**4時間以上**の仮眠を与える場合には、2週間にについての拘束時間が126時間を超えない範囲において、当該2週間にについて3回を限度に、2暦日の拘束時間を24時間まで延長することができる。

さらに、トラック運転者が同時に1台の自動車に2人以上乗務する場合であって、車両内に身体を伸ばして休息できる設備があるときは、**最大拘束時間を20時間まで延長**するとともに、**休憩期間を4時間まで短縮**できる。

ただし、当該設備が自動車運転者の休息のためのベッド又はこれに準ずるものとして厚生労働省労働基準局長が定める設備に該当する場合で、かつ、勤務終了後、**継続11時間以上**の休憩期間を与える場合は、最大拘束時間を24時間まで延長できる。この場合、8時間以上の仮眠を与える場合には、当該拘束時間を28時間まで延長することができる。

なお、自動車運転者がフェリーに乗船している時間は、原則として**休憩時間**とし、与えるべき休憩期間から当該時間を除くことができる。

ただし、当該時間を除いた後の休憩期間は、2人以上乗務する場合を除き、フェリーの下船時刻から終業時刻までの時間の**2分の1**を下回ってはならない。



ここまで様々な基準が出てきたが、どれもよく出題されている。うまく整理をして押さえておこう。

CHECK 5 休日の労働（同基準同条第5項）

使用者は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者（トラック運転者）に対して、休日に労働させる場合、労働させる休日は**2週間**について**1回**を超えないものとされる。

そして、この休日の労働によって、改善基準第4条第1項に定める（1カ月についての）拘束時間及び最大拘束時間を超えないものとしなければならない。

過去問にチャレンジ!

① 下表は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者（隔日勤務に就く運転者以外のもの。）の1年間における各月の拘束時間の例を示したものであるが、このうち、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に適合しているものを2つ選びなさい。ただし、「1ヵ月についての拘束時間の延長に関する労使協定」及び「1年についての拘束時間の延長に関する労使協定」があるものとする。

1.

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1年間
拘束時間	263	271	294	282	272	294	282	286	312	286	272	286	3,400時間

2.

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1年間
拘束時間	272	292	283	294	280	277	285	290	292	281	272	278	3,396時間

3.

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1年間
拘束時間	286	284	279	291	262	268	289	282	294	283	294	288	3,400時間

4.

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1年間
拘束時間	283	284	292	286	289	290	274	286	270	284	283	287	3,408時間

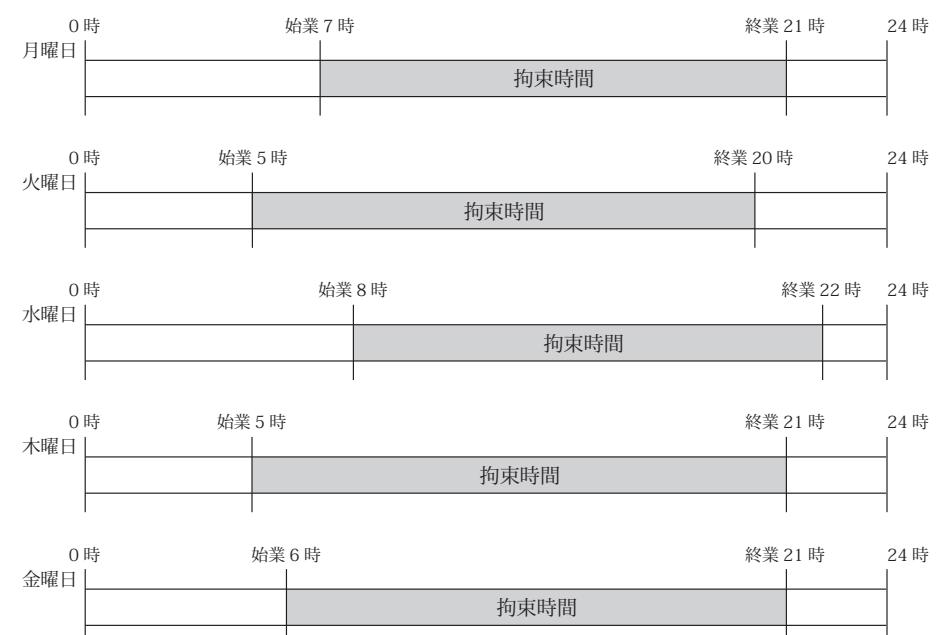
答 2と3 拘束時間は、原則として1ヵ月について284時間を超えず、かつ、1年について3,300時間を超えないものとすることとされている。ただし、労使協定により、1年について6ヵ月までは、1ヵ月について310時間まで延長することができ、かつ、1年について3,400時間まで延長することができる。また、拘束時間を延長する場合でも、1ヵ月の拘束時間が284時間を超える月が3ヵ月を超えて連続しないようにする必要がある。以上を前提に、各選択肢を検討する。

まず選択肢1は、12月の拘束時間が312時間となっており、310時間を超えている。よって、改善基準に適合していない。

次に、選択肢4を見ると、1年間の総拘束時間が3,408時間となっており、3,400時間を超えている。よって、選択肢4も改善基準に適合していない。

そして、選択肢2と3については、改善基準に違反している箇所はないため、2と3が適合していることとなる。

② 下図は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の1週間の勤務状況の例を示したものであるが、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（以下「改善基準告示」という。）に定める拘束時間等に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。なお、解答にあたっては、下図に示された内容及び各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。



注) 土曜日及び日曜日は休日とする。

10

拘束時間と休息期間

- 1日についての拘束時間が改善基準告示に定める最大拘束時間に違反する勤務がある。
- 勤務終了後の休息期間が改善基準告示に違反するものがある。
- 運転者が休日に労働する回数は、改善基準告示に違反していない。
- 木曜日に始まる勤務の1日についての拘束時間は、この1週間の勤務の中で1日についての拘束時間が最も長い。

答④ 本問では、主に1日についての拘束時間が問われているので、まずは、月曜から金曜の1日についての拘束時間を計算する。その際、翌日の始業時刻が当日の始業時刻より早いときは、その早い分だけ**当日の拘束時間に加える**ことに注意する。

例えば、月曜日の始業時刻は7時であるが、火曜日の始業時刻は5時であり、翌日の始業時刻が2時間早い。この場合、**月曜日**の拘束時間にこの2時間を**加える**。そして、火曜日の拘束時間については、この点の影響はなく、終業時刻から始業時刻を引いて、算出すればよい。

[各曜日の1日についての拘束時間]

月曜日：(21時 - 7時) + (7時 - 5時)	= 16時間
火曜日：(20時 - 5時)	= 15時間
水曜日：(22時 - 8時) + (8時 - 5時)	= 17時間
木曜日：(21時 - 5時)	= 16時間
金曜日：(21時 - 6時)	= 15時間

この点、改善基準によれば、1日についての拘束時間は、原則として、13時間まで、延長する場合であっても15時間までである。

よって、1日についての拘束時間について、**月曜日**、**水曜日**、**木曜日**が改善基準に違反していることがわかる。

そこで各選択肢を確認していくと、選択肢1は「1日についての拘束時間」に「違反する勤務がある。」とあり、**正しい**。

次に、選択肢4について、「木曜日」の拘束時間が最も長いとあるが、上記のとおり、この1週間では**水曜日**の17時間が最も長い。よって、**誤っている**。

そして、選択肢2についてであるが、勤務終了後の休息期間は、原則として、継続9時間以上なければならない。この点、水曜日の終業時刻は22時であり、木曜日の始業時刻が5時であるところ、この間は7時間しかなく、「勤務終了後の休息期間が改善基準告示に違反するものがある。」とする選択肢2は**正しい**。

最後に選択肢3について、運転者に休日に労働させる場合は、当該労働させる休日は**2週間に**ついて**1回を超えない**ものとするとされているところ、本問においては休日労働させている日がないため、選択肢3は**正しい**。

③ 使用者は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者（以下「トラック運転者」という。）の休息期間については、当該トラック運転者の住所地における休息期間がそれ以外の場所における休息期間より長くなるように努めるものとする。

答○ 改善基準第4条第2項のとおりである。

④ 使用者は、トラック運転者（隔日勤務に就く運転者以外のもの。以下同じ。）が同時に1台の事業用自動車に2人以上乗務する場合（車両内に身体を伸ばして休息することができる設備がある場合に限る。）においては、1日（始業時刻から起算して24時間をいう。以下同じ。）についての最大拘束時間を20時間まで延長することができる。また、休息期間は、4時間まで短縮することができるものとする。

答○ 改善基準第4条第4項第2号のとおりである。なお、あくまでも車両内に体を伸ばして休息できる設備がある場合に**限られる**点は、注意しておくこと。

⑤ 使用者は、業務の必要上、トラック運転者に勤務の終了後継続9時間以上の休息期間を与えることが困難な場合には、当分の間、一定期間における全勤務回数の3分の2を限度に、休息期間を拘束時間の途中及び拘束時間の経過直後に分割して与えることができるものとする。

答X 業務の必要上、トラック運転者に勤務の終了後継続9時間以上の休息期間を与えることが困難な場合には、当分の間、一定期間における全勤務回数の**2分の1**を限度に、休息期間を拘束時間の途中及び拘束時間の経過直後に分割して与えることができる（改善基準第4条第4項第1号）。

⑥ トラック運転者が勤務の途中においてフェリーに乗船する場合における拘束時間及び休息期間は、フェリー乗船時間（乗船時刻から下船時刻まで）については、原則として、休息期間として取り扱うものとする。

答○ 改善基準第4条第4項第4号のとおりである。これは、フェリーに乗船している間は、運転をするわけではないため、休もうと思えば休めることに基づく規定である。

⑦ 使用者は、業務の必要上やむを得ない場合には、当分の間、改善基準告示第4条の1ヵ月についての拘束時間及び1日の拘束時間等の規定にかかわらず、次の条件の下でトラック運転者を隔日勤務に就かせることができる。

- (1) 2暦日における拘束時間は、一定の要件に該当する場合を除き、21時間を超えてはならない。
- (2) 勤務終了後、継続20時間以上の休息期間を与えなければならない。

答○ 改善基準第4条第4項第3号のとおりである。

第4章 労基法関係

ROAD 11 運転時間



運転時間のなかでも、連続運転時間に関する問題は頻出である。連続運転時間について改善基準に違反するかどうか、本文で説明しているチェック方法をしっかりマスターしよう。

CHECK

1 運転時間（改善基準第4条第1項第6号）

運転者の運転時間は、次の制限をいずれも超えてはならない。

- ① 2日（始業時刻から起算して48時間をいう）を平均して、1日当たり9時間
- ② 2週間を平均して、1週間当たり44時間

上記規定だけではわかりづらいと思うが、ここは難しく考える必要はない。上記2つの平均運転時間がそれぞれ基準を超えないればよいというだけだ。

なお、①については、問題文で「特定日」という表現が出てくるが、次のように、B日を特定日とした場合、その前日（A日）及び翌日（C日）とのそれぞれの平均運転時間を求め、どちらも9時間を超える場合に、基準違反となる。



全体としては、基準違反である（基準違反の部分がある）。

CHECK

2 連続運転時間（同基準同条項第7号、第8号）

改善基準では、連続運転時間（運転開始後4時間以内又は4時間経過直後に、1回がおおむね連続10分以上で、かつ、合計が30分以上の運転の中止をすることなく連続して運転する時間をいう）は、原則として、4時間を超えてはならないとされている。

要するに、運転の中止なく、4時間を超える連続運転をしてはならないが、「運転の中止」といえるには、合計30分以上の中断でなければならず、「合計」とはいっても、1回の中止が10分以上でなければ、原則として、その中断はカウントされないとのことだ。

そして、運転の中止については、原則として「休憩」を与えるものとされ、「荷積み」や「荷下ろし」の時間は、運転の中止時間に含まれない。この辺は次ページからの実際の問題も見つつ、確認してほしい。

なお、高速自動車国道又は自動車専用道路（「高速道路等」という）のサービスエリア又はパーキングエリア等に駐車又は停車できないため、やむを得ず連続運転時間が4時間を超える場合には、連続運転時間を4時間30分まで延長できる。



ちょこっとアドバイス!!

上記の「休憩」について、従来の改善基準では「荷積み」「荷下ろし」「荷待ち」などの“運転していない時間”も休憩“等”として運転の中止に含めてよいとされていた。しかし、2024年4月1日に施行された改正改善基準では、原則として、「休憩」を与えるものとされている。

ただし、業務の実態等を踏まえて、短期的な見直しが難しい等の特段の事情がある場合には、荷積みや荷下ろし等の時間を運転の中止時間にカウントしても改善基準告示違反とならないと考えられているものの、試験では問題文で特に指定等がない限り、荷積みや荷下ろし等の時間は運転の中止時間として含めないようにしよう。

また、高速道路等のサービスエリア等で駐停車ができない場合の特例についても注意しておきたいが、おそらく試験では「高速道路等において、サービスエリア等に駐停車できなかったという事情はない」といった条件が問題文で設定されると予想する。

過去問にチャレンジ！

- ① 下表は、一般貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の4週間の運転時間の例を示したものであるが、すべての日を特定日とした2日（始業時刻から起算して48時間という。以下同じ。）を平均して1日当たりの運転時間、及び2週間を平均した1週間当たりの運転時間に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

		第1週							第2週							
		31日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日
運転時間等 (時間)	休日	4	5	9	9	10	8	休日	4	9	10	9	6	5	休日	
(起算日)																
		第3週							第4週							
		15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	
運転時間等 (時間)	10	9	3	4	4	9	休日	10	9	9	5	4	4	休日		
(注1) 2週間の起算日は、1日とする。																
(注2) 各労働日の始業時刻は午前8時とする。																

- 当該4週間のすべての日を特定日とした2日を平均し1日当たりの運転時間（以下「2日を平均し1日当たりの運転時間」という。）は「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（以下「改善基準」という。）に違反していないが、2週間を平均し1週間当たりの運転時間が改善基準に違反している。
- 2日を平均し1日当たりの運転時間が改善基準に違反しているが、2週間を平均し1週間当たりの運転時間は改善基準に違反していない。
- 2日を平均し1日当たりの運転時間及び2週間を平均し1週間当たりの運転時間のどちらも改善基準に違反している。
- 2日を平均し1日当たりの運転時間及び2週間を平均し1週間当たりの運転時間のどちらも改善基準に違反していない。

答 2 解き方としては、①「2日を平均し1日当たりの運転時間」と、②「2週間を平均し1週間当たりの運転時間」が、それぞれ改善基準に違反しているかを検討すればよい。

まず、①について、コツとしては、ざっと事例をながめて、運転時間が多そうな日に当たりをつけることである。

すると、第2週の9日～11日に運転時間が長い日が集中しているところ、10日を特定日とすると、前日の9日との平均運転時間が9.5時間、翌日の11日との平

均運転時間も9.5時間であり、どちらも9時間を超えているため、改善基準に違反している。

そして、②については、事例の中に、1日～14日の運転時間計（88時間）と、15日～28日の運転時間計（80時間）という2週間の運転時間計が記載されている。それぞれの1週間当たりの運転時間は、44時間と40時間であり、改善基準である1週間当たりの運転時間44時間を超えていないため、改善基準に違反していない。

- ② 下図は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の3日間の勤務状況の例を示したものであるが、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（以下「改善基準告示」という。）に定める拘束時間及び連続運転時間に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選びなさい。

前日：休日		始業時刻 6:30												終業時刻 18:40	
1 日 目	業務 前 点 呼	運 転	休 憩	運 転	荷 積 み	運 転	休 憩	荷 下 ろ し	運 転	休 憩	運 転	休 憩	運 転	業務 後 点 呼	
	20分	2時間	15分	1時間	20分	1時間 30分	1時間	20分	2時間 30分	10分	1時間	15分	1時間	30分	
営業所															
始業時刻 5:00															
2 日 目	業務 前 点 呼	運 転	荷 積 み	運 転	休 憩	運 転	荷 下 ろ し	運 転	休 憩	荷 積 み	運 転	休 憩	運 転	業務 後 点 呼	
	20分	1時間	20分	1時間	15分	1時間 30分	20分	1時間	1時間	30分	3時間	10分	1時間 10分	30分	
営業所															
始業時刻 5:30															
3 日 目	業務 前 点 呼	運 転	休 憩	荷 下 ろ し	運 転	休 憩	運 転	休 憩	運 転	荷 積 み	運 転	休 憩	運 転	業務 後 点 呼	
	20分	2時間	15分	20分	2時間	30分	1時間	1時間	2時間	20分	1時間	5分	1時間	30分	
営業所															
翌日：休日															

- 各日の拘束時間は、1日目は12時間10分、2日目は12時間5分、3日目は12時間20分である。
- 各日の拘束時間は、1日目は13時間40分、2日目は12時間5分、3日目は12時間20分である。
- 連続運転時間が改善基準告示に違反している勤務日は、1日目及び3日目であり、2日目は違反していない。
- 連続運転時間が改善基準告示に違反している勤務日は、1日目及び2日目であり、3日目は違反していない。

答 2 と 4

選択肢 1 X 本肢では、各日の「1日についての拘束時間」が問われている。「1日についての拘束時間」は、基本的には、終業時刻から始業時刻を引けばよいが、翌日の始業時刻が早い場合は、その早い時間分を上乗せすることに注意する。各日の計算を行うと、次のようになる。

$$\text{1日目: } (18:40 - 6:30) + (6:30 - 5:00) = 13 \text{ 時間 } 40 \text{ 分}$$

$$\text{2日目: } (17:05 - 5:00) = 12 \text{ 時間 } 5 \text{ 分}$$

$$\text{3日目: } (17:50 - 5:30) = 12 \text{ 時間 } 20 \text{ 分}$$

よって、本肢は1日目を12時間10分としている点で誤っている。

選択肢 2 O 各日の「1日についての拘束時間」は、上記のとおりであり正しい。

選択肢 3 X 本肢では、「連続運転時間」が問われており、2日目は改善基準に違反していないとある。しかし、2日目の後半で「運転3時間→休憩10分→運転1時間10分」という勤務状況があり、運転時間の合計が4時間を超える間に、合計30分以上の休憩がないため、2日目は改善基準に違反している。なお、1日目を確認すると、後半で「運転2時間30分→休憩10分→運転1時間→休憩15分→運転1時間」という勤務状況があり、運転時間の合計が4時間を超える間に、合計30分以上の休憩がないため、1日目は改善基準に違反している。そして、3日目に違反はない。

選択肢 4 O 上記のとおり「連続運転時間」が改善基準に違反しているのは、1日目及び2日目であり、3日目は違反していないので正しい。



ちょこっとアドバイス!!

はじめは面倒に感じるかもしれないが、改善基準に関する事例問題は、前提となる改善基準の知識をインプットしたうえ、過去問題集を用いて、「出題形式」と「解き方」に慣れてしまえば怖くはない。

過去5年分くらいの問題を繰り返し解くトレーニングを行えば、出題パターンも見えてくるし、解き方も簡単であることに気がつくであろう。

なお、近年はシンプルに改善基準の知識を穴埋め問題や択一式問題で問う問題も増えているため、事例問題を解く上での前提にもなる条文の知識は、しっかり押さえておこう。